

繰上償還

区 分	償 還 金 額 等	申 込 書 提 出 期 限	納 付 期 限
全 額 繰 上 償 還	申出月の翌月の定期償還後の未償還元金（ボーナス併用償還をしている場合は経過利息を含む）	繰上償還月の前月20日 （12月については、15日）	繰上償還月の給与支給日 （12月については、15日）
一 部 繰 上 償 還	毎月償還のみ……10万円以上 ボーナス併用償還…20万円以上	6月20日又は12月15日	7月又は1月の給与支給日

（注）期限日が休日にあたる場合は、その休日の前日が期限日となる。

償還猶予

区 分	猶 予 期 間 等	猶予期間終了後の償還	申出書提出期限
償 還 猶 予	住宅等の被災…1年以内 育児休業…休業期間内 介護休業… ” 疾病等による無給休職…休業期間内	猶予分の償還は、猶予期間終了翌月から、定期償還額と併せて猶予回数により均等に償還する	猶予開始月の前月の20日 （12月については、15日）
激 甚 災 害 に よ る 償 還 猶 予	貸付日の翌月から元金猶予期間 最大3年以内		貸付申込と同時
阪神大震災に よる償還猶予	新規貸付	通常の定期償還と同じ（元金の猶予申出者は、申込時に猶予期間を償還回数に加算できる）	貸付申込と同時
	既 貸 付	申出の翌月から5年以内 （住宅又は住宅災害 貸付けの借受者のみ）	猶予開始時の残存回数を終了後の償還回数として定期償還する 利率…住宅又は住宅災害貸付けのマイナス1%

（注）期限日が休日にあたる場合は、その休日の前日が期限日となる。